

## 【タイ】改正著作権法の詳細について

2015年8月7日

ジェトロ・バンコク事務所

タイ商務省副長官Apiradi Tantraporn氏は、2015年8月4日付で施行される著作権の権利管理情報の保護等を定めた改正著作権法について、同法によりインターネットサービスプロバイダの責務や権限が明確化され、デジタル経済市場における著作権侵害の抑止に拍車がかかることが期待されると述べた。

改正著作権法では、著作物への記載やウォーターマークといった形態で表される著作権者の権利管理情報については、それらが著作権者の許可なく除去されたり、改変されたりした場合、著作権侵害の責を問われることとなり、ソーシャルメディアにおける画像や素材の共有者に影響が及ぶ。また、著作物保護のためのパスワード設定といった「技術的保護手段」についても規定され、これら保護手段をかいくぐろうとする行為も侵害に相当することとなり、かかる侵害行為に対しては、3か月から2年の禁固刑又は5万から40万バーツの罰金刑が課される。

その他、改正著作権法には、侵害の例外（合法的手段により第三者が獲得した著作物の頒布は侵害に該当しないこと）や、故意侵害への罰則（故意侵害が証明された場合、賠償責任は倍加されること）等が規定されている。

改正著作権法のポイントは以下の通りである。

- (1) 権利管理情報を保護の対象とする規定
- (2) 技術的保護手段を保護の対象とする規定
- (3) 著作物（ソフトウェア）の一時的再製行為を侵害行為から除外する例外規定
- (4) プロバイダの責任を制限する規定
- (5) 著作権の消尽に関する例外規定（但し、映画CDの再販については別途関連法による考慮対象）
- (6) 演者の人格権に係る規定（演者の人格権は創作者の著作権と同等）
- (7) 故意侵害への罰則規定
- (8) 裁判所による侵害品及び関連設備・機器の差押え又は破棄命令に係る規定

公開日

2015年7月31日

URL等

[http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1618:digital-economy-10-000-400-000&catid=8&Itemid=332](http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_content&view=article&id=1618:digital-economy-10-000-400-000&catid=8&Itemid=332)

本内容は、日本貿易振興機構が2015年8月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。